

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

| 目次 | ページ |
|---|-----|
| 告 示 | |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) | 15 |
| ○土地改良事業の施行の同意..... (農業施設管理課) | 15 |
| ○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課) | 15 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業管理課) | 16 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) | 16 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) | 17 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課) | 17 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) | 17 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) | 18 |
| ○森林法による通知に代える公示..... (治山課) | 18 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課) | 18 |
| 支庁告示 | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示..... | 19 |

告 示

北海道告示第317号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年5月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年5月9日

| 地区名 | 事業の種類 | 北海道知事 | 高橋 はるみ |
|------|---|-------|-----------------|
| 共栄 | 経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水) | 類 | 縦覧場所 北海道空知支庁 |
| 豊里北 | 同 (区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水) | | 同 |
| 西川中 | 同 (区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水) | | 同 |
| 月形西部 | 同 (農業用排水施設、暗きょ排水) | | 同 |
| 南学田 | 同 (区画整理、農業用排水施設、農業用道路、暗きょ排水) | | 同 |
| 晩翠栄 | 同 (区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水) | | 同 |
| 浦白 | 地域水田農業支援緊急整備[緊急整備型](区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水、客土、畦畔改良) | | 同 |
| 杵白 | 防災ダム[ため池] | | 同 |
| 瑞生 | 経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水施設、客土、暗きょ排水) | | 北海道上川支庁 |
| 風連 | 地域水田農業支援緊急整備[緊急整備型](暗きょ排水、区画整理、客土、農業用排水施設) | | 同 |

北海道告示第318号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成20年4月24日、栗山町の行う土地改良(共和中里地区基盤整備促進[基盤整備](農業用道路))事業の施行に同意した。

平成20年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第319号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成20年5月9日

| 事業主体名 | 地区名 | 事業の種類 | 北海道知事 | 高橋 はるみ |
|-------|-----|------------------|-------|------------|
| 上士幌町 | 清進 | 災害復旧[農業用施設] | 完了年月日 | 平成19.10.31 |
| 芽室町 | 西芽室 | 同 | 同 | 19.7.31 |
| 同 | 西土狩 | 同 | 同 | 19.8.20 |
| 陸別町 | 中陸別 | 同 | 同 | 19.12.20 |
| 同 | 止若 | 同 | 同 | 19.11.30 |
| 広尾町 | 新生北 | 基盤整備促進[基盤整備](農道) | 同 | 19.10.26 |

北海道告示第320号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほと上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期日 平成20年7月4日から8月12日まで
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数150トン型船舶(鋼船)の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備(特種上架台及び斜路)を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年5月9日から5月23日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室(送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西

6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課)

- (2) 入札日時 平成20年6月20日 午後2時(送付による場合は、必着)

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 204 - 5486

- (2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKUTO Repair Service 1 set

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., June 20, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than 2 : 00 P.M., June 20, 2008.)

C . Contact point for notice : Fisheries Management Division, Bureau of Fisheries
Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome,
Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第321号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡豊富町上サロベツ10042の1・10042の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡雄武町字沢木1009の1・1140の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1141、1142

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第322号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字三岱23の47(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び森町役場に備

え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第323号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町下幌別4380の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 河西郡更別村字更別581の2

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 用排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第324号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 天塩郡豊富町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第325号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 磯谷郡蘭越町・虻田郡京極町(以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。)、蘭越町・京極町(以上2町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 名寄市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、旭川市・名寄市(以上2市について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

旭川市(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 旭川市・上川郡上川町・美瑛町(以上1市2町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上川町・美瑛町(以上2町について次の図に示す部分に限る。)、旭川市

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 旭川市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、旭川市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第326号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を湧別町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第280号のとおりである。

平成20年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

紋別郡湧別町字西芭露299の1所在の森林について抵当権を有する

追補責任 下湧別森林組合

北海道告示第327号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告

示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年5月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 深川多度志線
- 3 道路の区域
区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
深川市文光町44番329地先から 前 12.13m から 243.00m
深川市深川町字メム4287番3地先まで 14.30m まで
後 12.13m から 243.00m
16.14m まで

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第48号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年5月9日

北海道空知支庁長 東 修 二

- 1 落札者に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 自動車の賃貸借(乗用自動車(ハッチバック・ワゴン))26台分 一式(1月当たりの単価)
 - (2) 自動車の賃貸借(普通乗用自動車(SUV車))4台分 一式(1月当たりの単価)
- 2 落札を決定した日
平成20年3月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1)ア 氏 名 北海道自動車リース株式会社
イ 住 所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号
 - (2)ア 氏 名 札幌レンタリース株式会社
イ 住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番5号
- 4 落札金額
 - (1) 459,732円
 - (2) 107,940円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

平成20年2月1日付け北海道空知支庁告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知支庁産業振興部調整課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

